

第4回西和賀町議会決算審査特別委員会

令和5年9月13日（水）

午前 9時30分 開 議

委員長 出席委員数は全員であります。

会議は成立しております。

なお、高橋雅一議長は地方自治法第105条の規定により出席しておりますので、申し添えます。

ただいまから令和4年度の西和賀町各会計決算についての決算審査特別委員会を開会いたします。

次に、内記町長並びに柿崎教育長より提出されております説明員は着席のとおりでありますので、氏名の呼称は省略いたします。

それでは、本日の会議に入ります。

審査の初日に申し上げましたが、総括質疑にあつては複数の課に関する質疑、複数の会計に関する質疑及び全体を通しての総括的な質疑を行いますので、ただ単に所管課の際に質問し忘れた、再度確認したいなどの理由による質問は、これを認めませんので、ご協力をお願いします。

総括質疑に入る前に、各課の審査の際に答弁保留となった事項に関し答弁を求められておりますので、これを許します。

健康福祉課長。

健康福祉課長 おはようございます。9月11日に開催されました健康福祉課の決算審査特別委員会で、真嶋委員からの民生委員、児童委員の謝金について保留をしておりました件につきましてお答えします。

最初に、私が答弁した内容についてです。決算審査特別委員会で、町から支払っている民生委員、児童委員の活動謝金につきましては、西和賀町特別職の職員の給与並びに旅費及び費用弁償に関する条例に記載しているとお答えしておりましたが、記載している特別職につきまし

ては民生委員推薦会の委員の誤りであり、大変失礼いたしました。

続きまして、保留をしておりました岩手県社会福祉協議会が事務局をしております岩手県民生委員児童委員協議会のほうから民生委員、児童委員への活動費としまして、会長には年額6万6,200円、委員には6万200円の補助金のほうを交付を受けております。また、民生委員協議会の活動推進費としまして、団体割として1団体5万3,100円、人数割としまして委員4,370円の補助の交付を受けております。

委員長 質問者はよろしいですか。

真嶋実君。

2番 県の福祉協議会のほうから入る金額を合わせても、職務の内容、責任から考えると非常に金額が低いのではないかなと感じますけれども、町のほうでさらに手当てすることはできないのかどうか伺います。

委員長 健康福祉課長。

健康福祉課長 民生委員、児童委員の謝金につきまして、町のほうでもう少し補填をというふうなお話をいただいたところですが、現在民生委員は基本的には特別職、地方公務員の非常勤の特別職ということでありまして、まず謝金、給与の支給はないということで、無報酬のボランティアというふうな位置づけで国のほうでは定められております。そして、その中で、まず活動費ということで県の社協さんを通して岩手県の民生児童委員協議会のほうからの謝金と、あと町の謝金ということになりますが、町のほうの謝金につきましても岩手県の県内のそれぞれの市町村の謝金の金額なども参考にしながら金額を定めておりまして、岩手県で支給を

しております県内の平均よりは若干多いような形で支給になっておりますので、今のところ特に金額の改正だとかというのは考えていないところになります。

委員長 真嶋実君。

2番 特別職ということでの説明がありましたけれども、今はなくなりましたが、かつての行政区長もたしか特別職という扱いであったかなと思いますけれども、それ当時の区長に対する手当というか活動費にしても、非常に金額が低いのではないかなと思われまます。県、国の水準自体が大きな問題でもあるのかなと思ひますが、現状で民生児童委員さんの成り手が大きいに不足している中で、僅かばかりの報酬の値上げでどうこうなるものではないかと思ひますけれども、やはり実活動費に対して誠意のある対応が必要ではないかと思ひます。

委員長 健康福祉課長。

健康福祉課長 今いただきましたご意見につきましては、引き続き民生委員、児童委員の協議会などを通じまして、ちょっと皆さんのご意見を聞きながら、あとまた町の成り手不足というところは全国的にそのようなことも言われておりますので、あとは県内の状況などを踏まえながら検討していきたいと考えています。

委員長 次に、各課の審査の際に行った答弁に関し、補足の答弁を求められておりますので、これを許します。

ふるさと振興課長。

企画課長兼ふるさと振興課長 私からは、8日のふるさと振興課の決算審査で真嶋委員からふるさと納税に関する質疑があり、私の答弁が不十分だったため、委員からご指摘をいただいておりますので、この場をお借りして答弁を補足させていただきたいと思ひます。

真嶋委員の質疑内容は、令和4年度のふるさと納税の寄附額が前年度より減少しているのに対し、寄附件数は逆に増えていると。このことをどのように分析しているのかというものであ

りました。その際、私からは、単純に寄附単価が下がっていることや、返礼品のわらび餅に寄附が集中してしまったことなどを答弁申し上げておりましたけれども、繰り返しになる部分もございますが、細かい数字的なことも網羅した上で、もう少し詳しい分析をしてみましたので、ご説明申し上げたいと思ひます。

決算附属資料の59ページに掲載をしておりますけれども、ふるさと納税の寄附額は前年度比で940万円余りの減となっております。これに対し、寄附件数は前年度比で1,420件の増となっているものです。まず、寄附額が減少した主な要因は、決算審査の際にも申し上げているように、物価資材の高騰などから、令和4年度に寄附単価を見直した返礼品事業者が多かった、つまり同じ返礼品にもかかわらず、その返礼品をもらうために寄附しなければならない金額が令和4年度から上がってしまったため、まずはこの点が寄附者に心理的な影響を与えて、寄附額が全体的に落ち込んだのではないかと分析をしております。

それからもう一つ、これも申し上げていることですが、IDの引継ぎができていなかったことも少なからず影響したものと思っております。

一方で、寄附件数が増えた要因、つまり寄附単価が下がった要因であります。本町へのふるさと納税の寄附のほぼ全額はふるさと納税のポータルサイト、ふるさとチョイスを利用してのものとなっておりますが、令和4年度においてふるさとチョイスのサイトで町内の某菓子店のわらび餅を特集ページで取り上げていただきました。これが予想以上にサイト閲覧者の注目を集めることとなり、寄附が殺到してしまう事態となりました。件数なのですが、前年度はこのわらび餅については1,100件余りだったのに対し、令和4年度は4,400件を超える寄附がありました。したがって、このわらび餅だけで前年度比で3,350件の増となっております。このこと

が全体の寄附件数の増になったことは明らかでありまして、加えてわらび餅の寄附単価なのですが、本町全体の平均単価よりも大幅に低い単価であったため、全体の寄附額の総額を押し上げるまでには至らなかったというような分析をしたところであります。

以上でございます。

委員長 真嶋実君。

2番 今の説明で、寄附件数増の特定の案件が増えたことが直接単価減の原因になったというような表現をされていましたが、これは要するに単純にほかのものが減らないで……単価減という言い方になりましたけれども、要するに私が聞いたのは、もともとは寄附額の減について聞いたわけですから、少額のもが増えたからといって寄附額が減になる要因ではないということは前提にさせていただきたいと思えます。単価が減になったというのは、そちらの課長のほうで私の質問に対して言い換えのような形でお答えになったということで、ちょっと私問題にしましたけれども、要するに小さなものでも件数が増えれば売上げは絶対値として伸びるものだという認識を持った上で取り組んでいただきたいと思います。ですから、先ほど言ったように、寄附額の見直しというのは、実質のいわゆる価格上昇につながって、それで結局今までの買手の層でいくと手が引込んだと、ちょっと変な言い方になりますけれども、そこが売上げの減であって、特集ページを組んで取り上げてもらったということは、あくまでもプラスの要因だという捉え方と切り分けて考えたほうがいいのではないかなと思えますけれども、いかがでしょうか。

委員長 ふるさと振興課長。

企画課長兼ふるさと振興課長 お答えいたします。

決算審査の際の委員の質問の内容は、先ほども私申し上げましたけれども、あくまでも寄附額が下がっているのに件数が伸びていることをどのように分析しているのかということだとい

うことでよろしいですよ。

(はいの声)

企画課長兼ふるさと振興課長 それで、それを分析したのが先ほど説明申し上げたことなのですが、寄附額全体が減少した要因というのは、寄附額の見直しがあつて、今委員もおっしゃったように、それだったらちょっと今年はやめておこうかという方がいらつしたということだと思います。

それと、IDの引継ぎができていなかったということで、全体の寄附額はそれで落ちてしまったということです。それで、寄附額が落ちたということは、まずその2点で、もっとあるかもしれないけれども、大きくはそういう要因があつたと思っております。

それで、それに対して、寄附件数が伸びたのはどういう説明ができるのかということだったので、それで先ほどのわらび餅の件を申し上げたところですが、

委員長 真嶋実君。

2番 その中で、殊さら単価減に執着された回答をするということで、非常に評価に対するバイアスがかかっているように感じられたので、ちょっとしつこいようでしたが、指摘させていただきました。分析の内容については、そのとおりだと思いますけれども、せっかく件数が伸びたことに対して、評価が直接的には単価減というような表現での評価にならないように気をつけていただきたいと思います。

委員長 それでは、認定第1号から認定第9号までの総括質疑を行います。

一括で質疑を許します。質疑ありませんか。質問する際は、会計、どの資料の何ページなのか分かるように発言願います。

それでは、質疑を許します。

唐仁原俊博君。

6番 私のほうからは、産業間連携推進会議とか地域商社に関して質問したいと思っております。それで、決算附属資料で言うと関連する項目が

59ページのふるさと納税とか、62ページの地域ブランド推進事業とか、99ページ、産業間連携組織、それから116ページの商工振興費臨時事業、特に新ビジネスチャレンジとかかなと。それで、ひよっとすれば125ページ、観光振興計画推進事業なども含まれるかと思います。もう一度言いますが、ふるさと納税、59ページ、それから地域ブランド推進事業、62ページで、産業間連携組織、99ページ、あと116ページが商工振興費、125ページの観光振興計画推進事業。

それで、まずお尋ねしたいのが、6次産業への取組というのが強化されてから大体10年ぐらいたっているのかなと思います。今日資料で配付していただいた地域商社の取組についてのほうでも、2012年に6次産業推進センターが設置されて6次化を推進してきたということになっています。6次産業の話が行われて、それが束ねられていくのが地域商社だというふうに理解しているのですけれども、昨年度も6回産業間連携推進会議が行われたということで、これまでどういった話が行われてきたかということと、昨年度6回の会議でどういった話がされたか、そしてそれから具体的に行動方針というか、それが立ち上がってきているのかということをお尋ねしたいと思います。

委員長 農業振興課長。

農業振興課長兼林業振興課長 それでは、委員からのご質問につきまして、私のほうから答弁をさせていただきますと思います。

皆様のお手元のほうに昨年度の産業間連携推進会議の会議の状況、それから委員、一部マスキングしてありますけれども、お渡しをさせていただきます。それで、昨年度の中心のテーマということでお話をさせていただきますと、昨年の9月に町長に対してということですが、産業間、いわゆる6次産業の拠点整備に関する提言書というものを提出をさせていただいたということでございます。これが9月の末ということでしたけれども、それに向けて第1回から

第5回、集中的に会議をしたということでございます。これが一番大きな内容ということでございます。

それから、最後のほうに関しては、西和賀マルシェですとか、ソバの関係ですとか、細かな個々の事業等々をしたのですけれども、それに関する総括、それから令和5年度に向けた取組の成果と課題ということで話をしたというのが内容でございます。

それで、拠点整備につきましては、これから6次産業を進めていく上で、やはり売り先といえますか、売る場所ですとか、あるいは物を実際皆さんに見ていただく場所、そういったところがないと、なかなか進めにくいよねということがありまして、それらどのような形で進めたらいいのかということ提言にまとめて町長に提出したというのが内容でございます。

それから、これからの行動ということでございますけれども、最後の第6回のほうでも話をしたのですけれども、拠点整備に向けて様々な課題があるわけです。一次産業のほうでいけば、当然生産する部分、これが物の種類もそうですし、量も拠点整備をした暁にはどうかということ、十分に出せないのではないかと、今の現状ですということですが、それに向けて種類ですとか量、いかに確保していくのか、あるいは年間通して出すとすれば生鮮は難しいとなれば加工、そういったことに関しても検討する必要がありますであろうというふうに思っております。そういったことをこれから考えていかなければいけないだろうということは、課題として出されたところということでございます。

以上でございます。よろしくお願ひします。

委員長 唐仁原俊博君。

6番 ありがとうございます。拠点整備がベースにあって進めているということで、まずよろしいでしょうか。拠点整備に関して言えば、ないよりははあるにこしたことがないのかなと思うのですが、ただ、今説明いただいたように、

物が無いとか種類が乏しいとか、あるいはシーズンによって出せるもの、増減があるということになってくると、拠点は欲しいけれども、本当に拠点が必要なのかという議論にもなると思うのです。今後、整備するとすれば、お金も必要だし労力もかかることですが、拠点整備の方法で本当にいいのかという議論に関してはどういう状況なのでしょう。

委員長 農業振興課長。

農業振興課長兼林業振興課長 お答えします。

一つの考え方として、拠点整備が必要であろうということを申し述べましたけれども、これ実現に関してまだこれから検討していくというふうなことではあるのですが、鶏が先か卵が先かといった中身にはなるのですが、生産する基本は、育成をしてからその結果を踏まえて拠点を整備するという考え方も、それも正しいと思いますし、逆に生産ですとか、そういった体制を拡大するための目標としてやはり基盤、いわゆる拠点、そういったものがないとそこに向けて努力ができないから、それを整備するといった考え方もあろうかというふうに思います。

よって、これにつきましては、関係者ですとか、当然関連する担当課もありますけれども、皆さんとしっかり議論をして細部を詰めて進めていきたいというふうに思います。つくってしまってからどうだと悩むのではなくて、きちんとした必要性、これをしっかり議論をして詰めた上で進めていくべきなのかなというふうに思っております。

以上でございます。

委員長 唐仁原俊博君。

6番 卵が先か鶏が先かというのは、まさにそうなのかなとも思います。特に町の場合で言えば、やっぱり事業者が減っている、お店が減っているという問題がすごく大きいと思うので、そこで1個ステージを次に進めるという点で、拠点のようなものがあつたほうがいいのか

など私も思うのですが、ただ拠点整備に限らず、地域商社の議論についてもなのですが、組織体制をどうやって整えていこうとか、あるいは町内の流通、どうしていこうかという計画の策定に関してはできると思うのですが、ただそれを実行に移すとなったときに、どうしても人が必要になる、事業者が必要になると。現状の私の見える範囲で言えば、外からも人を連れてこなければいけないし、あるいは既存の事業者をより強化していかなければいけないと思うのですが、その辺りの取組というのがなかなかうまく実を結んでいる部分ばかりではないのかなと思っています。例えば新ビジネスチャレンジなどで新事業に補助を出したりとか、あるいは各課で地域おこし協力隊の募集などもしていますけれども、人がいない問題、事業者がいない問題、これに関してどう進めていけばいいか、昨年度どういった議論が行われたか、これは産業間連携だけでなく、ふるさと振興課か、あるいは観光商工課か、いかがでしょうか。

委員長 農業振興課長。

農業振興課長兼林業振興課長 お答えします。

拠点整備の議論の中で、運営する主体として地域商社という部分、1つ考え方としてあるだろうという部分は提言書の中に盛り込んであるということでございます。当然ながらなのですが、町内にいろんな分野の専門家という方がいらっしゃればいいのですが、いかんせんなかなか思うような方がいない、専門の知識を持った方がいないといったケースも多々あります。当然一次産業の生産の部分だけではなくて、二次産業の部分、デザインなり情報といったサービスの部分、そういったものを含めて人を確保していかないと、なかなか拠点整備をしても全体の流れとしてはうまくいかない。継続できないといったことも問題の認識としてはあるということでございます。

それで、6次産業の部分での議論ということなのですが、地域商社を立ち上げた暁に

は、町内ということだけではなくて外部からも専門家を招くと、そういったことも含めて組織体制を整備する必要があるのではないかといった議論をしました。それで、いずれにしても地域商社の部分もそうですけれども、一次のベース、二次のベースに関しても人がいないといったのは非常に頭の痛い部分でございます。それで、一般質問のほうでも質問があったわけなのですけれども、いろいろな取組を通じて人を確保する、そういったことを併せて農業分野においても取り組んでいかなければいけないのかなというふうに考えております。

以上でございます。

委員長 唐仁原俊博君。

6番 人がいないといったときに、問題として大きく2つあるかなと思っていて、それは単純にベースになる部分というか売り物を作る側、つまり農業で言えば作物を生産する人たちの不足というのと、もう一つが売っていくための話、今説明でもいただきましたけれども、商品のプロモーションとか、いや、ブランディングをどうするのか、ディレクションみたいなところの人材が不足しているというのも大きな点かなと思っています。

それで、ディレクションとか、あるいはユキノチカラも含めて地域ブランドみたいなもの考えたときに、やっぱり長期で取り組まなければいけないので、外部から誰か人を呼んでくる場合にしても、そういう長いこと伴走してもらえそうな人とか、もともとこの町と縁があって、かつ実力もある人などを探していかなければいけないのかなというふうに思います。そうなってくると、かなり人を呼ぶにしても難しいことになるかなと思うのですけれども、今のところどうお考えでしょう。

委員長 ふるさと振興課長。

企画課長兼ふるさと振興課長 お答えいたします。

今お尋ねになられたことに直接お答えする前に、地域商社の考え方といいますか、既にご案

内のことではありますけれども、改めて答弁するに当たり、ちょっと整理をしておきたいわけですけれども、これまで西和賀町が取り組んできた山菜や乳製品、あるいは温泉などの地域資源を活用した6次産業化であるとか観光振興の流れを踏まえて、さらなる地域資源の活用によって町の稼ぐ力を最大限に高めることを目指して取り組むのが今お話のある地域商社でございます。一口に地域商社といっても、いろんなスタイル、やり方がありまして、必ずしもこれ定型化されているものではありません。

それで、では西和賀町においてはどのようにして地域商社というものをつくり上げていこうとしているのかということですが、簡単に言いますと、西和賀産業公社が手がけている西わらびだとか大根の一本漬けなどの地場産品を西和賀の地域ブランドであるユキノチカラでブランディングすることで商品の魅力を高め、それをふるさと納税というツールを使って売り出していくというのが西和賀町の一つのビジネススタイルを確立していきたいということなわけですけれども、もちろん言うほど簡単な話ではありません。

それで、今申し上げた産業公社、ユキノチカラ、ふるさと納税、これ今これまでばらばらに、それぞれ個々に動いておりました。それで、これを地域商社に結集させて、より個々のばらばらの力を1つに結集して成果を上げていきたいというものであります。それで、それぞれ弱み強み持っているわけなので、それをお互いに補い合って今持っているパフォーマンスを最大限に伸ばしていくということが必要だと思っております。

それで、課題は多いです。今委員がおっしゃったことが一番だとは思いますが、ただその反面、伸び代も大きいというふうに期待もしております。それで、本格的には、令和5年度からの取組になっておりまして、令和5年度ももう既に半年近く経過しておりますけれども、

それでやっぱり一番の課題は委員が再三ご指摘されているように、マンパワーが不足しているということで、マンパワーを少しでも補うように、今言った産業公社、地域ブランド、それからふるさと納税を結集した取組にしようと思っておりますけれども、それでもなおかつ専門人材をはじめ、あとは実際の事業を切り盛りしていくプレーヤー含めて、圧倒的に人材は不足していると思っております。それで、直ちに人材不足を埋めるような方策というと、今持ち合わせておりませんが、これは一番地域商社を進めるに当たっての最大の課題であるという認識は当初から持っているところでございます。

委員長 唐仁原俊博君。

6番 マンパワーの問題に関しては、これはまず一朝一夕で解決できないものであろうというのは非常によく分かります。なので、長期的に考えるのであれば、地域商社に関してこういう取組をしていこうと思っておりますよとか、あるいは産業間連携組織でこういうことを話していますよ。それで、西和賀の農業をこうしていこうと思えますよ、あるいは商業をこうしていこうと思えますよという、そういう話をしていくことに関してもきっちり外に向けてPRをして、アンテナを張っている人がそれに引っかかって、では西和賀に来てみようかなというルートもあろうかと思えます。ですので、もちろん決まった話ではないことをどうやって外にPRするのだというのは難しいですけども、様々なチャンネル通じて外部に情報を出して、それで町の目指そうとしているところはこういうところですよと示して、だから来てみませんかというふうなアピールもあるのかなと思っております。

それで、情報発信に関しては、農業もそうですし、あるいは観光に関しても恐らく課題を感じているところではあると思うので、その辺りは課を飛び越えて西和賀町というのをどういうふうに感じてもらうか。それで、来てもらう人

にどういうことをしてもらいたいかなというのを積極的にやっていかなければいけないのかなと思うのですが、町のPRという点についてはどこが担当していくというか、どうでしょう。

委員長 企画課長。

企画課長兼ふるさと振興課長 お答えいたします。

今委員お尋ねの件に関しましては、今の町の組織機構でいきますと企画課の広聴広報の担当の業務になろうかと思えます。それで、これは、6月の議会でも委員からたしか質問があって、町長から答弁申し上げているとおりでございますけれども、SNS等を活用した町の情報発信の体制につきましては、今年度鋭意取り組みたいと町長のほうから申し上げております。非常にその点大事だと思っておりますので、ただその点に関しても、堂々巡りなのでございますけれども、やはり人材が必要だということで、そういう面もありますけれども、いずれそこは大事な点だと思っております。

委員長 唐仁原俊博君。

6番 6次産業に関して力を入れて10年以上、その中でワラビが西わらびとして知名度が上がってきたり、あるいはふるさと納税制度で売上げが上がってきたり、いろいろとプラスになる材料があるのもよく分かるので、ここはこれまで各事業者とか関係各所が入れてきた労力が無駄にならないように、慎重に話を進めていただければいいなというふうに思えます。

地域商社の話に関しては、これもやっぱり町内に対してのPRもより行っていただいたほうがいいのかなと思っております。関係する人以外は、ほぼ知らないのではないのかなと思うので、その辺りはどうでしょう。

委員長 ふるさと振興課長。

企画課長兼ふるさと振興課長 お答えいたします。

始まって、本格的には今年度からの取組ということになっておりますので、委員おっしゃるように、町内への浸透もこれから順次図ってまいりたいと考えております。

委員長 唐仁原俊博君。

6番 分かりました。ありがとうございます。

それで、これは観光商工課の担当になるのか、ふるさと振興課か、ちょっと微妙なところですけども、やっぱり事業者を外から呼び込むに当たって、令和4年度も様々な事業に取り組みましたと思いますけれども、手応えと言ったらあれですけども、いかがでしょうか。

委員長 観光商工課長。

観光商工課長 お答えいたします。

まず、そういう外から、内外問わず、中からもそういうふうな人材を各事業所に取り入れるというような取組といたしましては、先ほど委員がおっしゃられた新ビジネスチャレンジであるとか、新ビジネスチャレンジにつきましても、今事業で取り組んでいる方が新たな分野に取り組んでいこうという、そういう活動に対しての補助ということになりますし、あとは創業支援補助金というような形で、これについては創業支援、新たに起こす起業をされる方に対しての補助というものになります。また、若年者ふるさと就職支援事業という部分につきましても、これも町内の事業所に勤める方、事業所に対してのも補助するというような形で、件数的な部分から言いますと若年者ふるさと就職支援事業については、やはり補正で財源をまたお願いするような形になるくらいの、まず需要があるというふうに思っていますし、あと新ビジネスチャレンジ補助金につきましても活発な応募というものがございます。そういうふうにつけております。いずれそういうふうな形で事業を創設しながら、様々な町内における働く、仕事を選ぶような分野を開拓していくということでも、よそから人に対しての魅力づくりにもなっているというふうにつけていますところなんです。

以上です。

委員長 唐仁原俊博君。

6番 ありがとうございます。新ビジネスチャレンジであるとか、あるいは就労する人に対し

ての補助とか行われた後に、これも観光商工課単体では難しいかもしれませんが、こういう制度を使ってうちの町に来て、こういうふうに活躍している人がいますよであるとか、こういうふうな事業を新しく立ち上げることができましたよとか、そういうのもPRになるのではないかなというふうに思っています。

それで、現状、町の公式サイトを見ると、例えば補助金応募がいつまでですよ、要項がこれまでですよとなって、その期間が終わればもうそのページがなくなってしまって、それで翌年また同じのがあればそれが上がるみたいな感じになっていますけれども、町の中でどういうことが行われているかというのが外から見えにくい状況なのかなと。それは、観光商工課の所管の部分だけに限らず、農業とかもそうだと思うのですが、お金がこういうふうに使われて、こういうことができたというPRをすることがさらに人を呼ぶことにつながるかなと思うのですが、いかがでしょうか。

委員長 観光商工課長。

観光商工課長 お答えいたします。

委員の今ご指摘のとおり、私もその部分は非常に考えるところでございます。それで、やっぱり外に限らず中に対しての情報発信というのも同じようにとは思いますが、移住定住という部分を捉えたときに、町ではどういうふうな形のものが、例えば補助があり、それを受けてどういう形で今住んでいる、どういう働き方ができている含め、あとは例えば教育関係ではこんなすばらしい教育が受けられるとか、そういう全体的なところをひっくるめた形で町のよさというものをPRしていきたいということで、以前からいろいろ議会でもご質問等を受けながら、答えてきたところがあります。そういう部分につきましても情報発信については、これから関係する内部、全体的なところで考えて、まず発信していきたいというふうに思うところです。

以上です。

委員長 ここで暫時休憩させていただきます。

午前10時13分 休 憩

午前10時14分 再 開

委員長 休憩を解き審査を続けます。

唐仁原俊博君。

6番 いろいろとご説明いただきありがとうございます。これまでの取組が無駄にならないよう、よりよい成果が出せるよう、今後も継続して行っていただければいいなと思います。

以上です。

委員長 普本歌織君。

3番 決算附属資料の51ページ、女性が住みよいまちづくりプロジェクトについて質問します。

ここに挙げられている5事業それぞれに、プロジェクトにおいてどのような効果があったのか検証する必要があると思いますが、婚活応援事業ですとか放課後児童健全育成事業、病児保育委託事業については、この表現ですと結婚することや育児が女性の役割であるかのような印象を与えないかという観点で、次の計画策定ときには検討が必要なのではないかと考えます。

それで、1点お聞きします。川を生かしたまちづくり事業、この中にあります事業については、女性が住みよいまちづくりにおいてどのような効果があったと考えられるかお聞かせください。

委員長 ふるさと振興課長。

企画課長兼ふるさと振興課長 お答えいたします。

令和4年度までの前期基本計画の重点プロジェクトの一つである女性が住みよいまちづくりプロジェクトのくくりの中に、川を生かしたまちづくり事業があり、関連性についてのお尋ねでありますけれども、まず平成27年10月に策定しました第1期のまち・ひと・しごと創生総合戦略において、基本目標の一つに女性が住みやすいまちづくりを掲げ、女性の暮らしやすさ向上のための取組として、単身女性用住宅の整備

という項目を設けたことがそもそもの契機となっております。基本目標に基づき、平成29年7月に役場内に女性が住みよいまちづくりプロジェクトチームを設置しまして、女性用住宅についての検討をスタートさせております。平成30年度には、実際の住宅整備の手法の検討ですとか、町内の事業所を対象にした従業員の住宅事情に関するアンケート調査などを行い、望ましい住宅のあり方や建設場所の検討などを行う中で、用地取得費がかからない町有地で、かつ利便性を考慮して湯本温泉のまちなか交流館付近を住宅整備の候補地とすることになりました。こうした経緯を踏まえ、湯本温泉の町なか再生の取組で、町と関係を築いていた東京の大学との関わりが生まれることになったわけではありますが、この時点ではかわまちづくり事業の取組はまだ始まっておりませんで、女性が住みよいまちづくり事業と直接の関連性というものはなかったこととなります。

かわまちづくり事業は、先ほど申し上げた湯本温泉の町なか再生の取組の延長で始まった事業でありまして、ここに関わっていた東京の大学関係者が湯本地区のかわまちづくり事業にも関わるようになって、まちなか交流館周辺の景観形成や施設整備を一体、一連のものとして位置づけたところから、両者の関連性が生まれてきたものと認識をしております。

こうした経緯から、まちなか交流館の隣に建設した若者定住促進住宅は、全室から川を臨める、まさにかわまちづくり事業が目指している河川空間と町空間の融合が図られた施設になっているものと認識をしており、このことが一つの成果であろうと認めているところであります。

また、女性が住みよいまちづくり事業としての成果、事業効果であります。床暖房など施設設備の充実や立地の利便性などから女性に人気があり、現に全6戸のうち5戸は女性が入居していることから、事業効果が現れているものと認識をしております。

以上です。

委員長 普本歌織君。

3番 ありがとうございます。今までの経緯の説明があったので、なぜここに事業があるのかが分かったのですが、女性が住みよいまちづくりプロジェクトとして打ち出すには弱いようにも感じます。ここに女性を取り上げる意図としては、まだまだ社会的地位が女性のほうが低いということを念頭に置かれているのではないかと思います。女性の地位向上にもう少し焦点が当てられるようなご表現であったりプロジェクトであったりということを今後の計画策定の際には期待します。

以上です。

委員長 真嶋実君。

2番 私からは、令和4年度決算における決算審査意見書ということで、監査委員さんから提出された文書に基づいて3点質問をさせていただきます。

まず1点目、初めに15ページ、後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算についてですが、この項目自体は本来であれば健康福祉課の項目ということで聞かなければならないところかもしれませんが、ここに令和2年から4年までの経年での数字が挙げられているということで、監査意見のほうに挙げられていたということで、ここで質問させていただきたいと思います。

質問の内容については、歳入歳出ともにかと思えますけれども、3か年の経年で予算の増加、3か年とも予算決算ともに基本的に増加傾向にあるように思いますが、予算の増加に比べて決算の伸びが穏やかなように感じますけれども、要因がどうということなのか。年々差額が大きくなっていくことで影響は発生してこないのかということを質問させていただきます。

委員長 健康福祉課長。

健康福祉課長 それでは、後期高齢者医療広域連合の令和4年度決算における決算審査意見書の15ページのほうに記載をしております後期高齢

者医療特別会計の歳入歳出決算における歳出の1,100万円ほどの不用額が生じた理由についてお答えいたします。

委員長 真嶋実君。

2番 不用額も影響してくるかもしれませんが、予算額が年々増加していく中で、決算については確かに増加はしているけれども、緩やかで、その差が大きくなっている傾向があるということで、経年を含めた中での増加率の違い、予算と決算の違いを中心に説明をいただければうれしいです。

委員長 健康福祉課長。

健康福祉課長 お答えいたします。

先ほどの後期高齢者医療特別会計の歳入歳出決算の予算額に対しまして決算額の伸び率についてお答えいたします。

後期高齢者の制度としましては、町のほうに皆さんから納めていただく保険料が、まず歳入として入ってきます。主なものなのですけれども、そのほかに保険財政基盤の繰入れと合わせて、総額の歳入で入ってきたものを県のほうが広域連合ということで、そちらのほうに納めていただいたものを歳出として支払うというのが、まず後期高齢の歳入と歳出の動きになります。そのほかに事務費等もありますけれども、主なものはそちらになりますので、大きく動くとなると保険料の金額が歳入と歳出に年々増加があったり減額があったりということは影響になります。

それで、今回保険料につきましては、毎年見直しになりまして、令和4年度につきましては改正が行われたところです。実際のところ均等割につきましても、令和3年度に比べて2,900円ほどの増額になっておりますし、保険料の上限額につきましても2万円増額の66万ということで、若干歳入を今年度当初置く際に、後期高齢のほうからも、県のほうからも連合から示された金額で当初予算額というのを置くようにしておりますので、保険料が来年度上がるでしょう

という見込みの中で、令和4年度の予算を当初は置くような形になります。実際入ってくる方々の人の異動であったり、それから前年の所得に応じて保険料の額が大体決まってくるのですが、それに合わせて決算のほうを見込んで精査していきます。実際3月補正の際に入ってくるだろう保険基盤安定負担金だとか、それからあと保険料等の確認をしまして、減額等をしたり増額をしたりするのですが、積算の際に、今回は保険料が上がるだろうということ、それから後期高齢者の保険者が増えるだろうということで、当初はかなり予算額を多く見積もったところになります。実際のところ、それほど保険料の伸びがなかったということと、保険基盤負担金が下がるだろうということで一部減額はしたところなのですけれども、若干精査が甘かったのかなというところの反省点と、それから実際のところ被保険者の異動が例年よりかなり多かったということもあまして、実際の決算額が少なめになったということで、このような形で例年より執行率のほうが低くなっているというところになります。

委員長 真嶋実君。

2番 分かりました。ということは、構造的に年々これが増えていくような仕組み的な問題ではなく、1年ごとの積算の見積り等々がここで差が出てきたということの理解でよろしいでしょうか。分かりました。

では、続けて2点目に進ませていただきます。31ページ、監査意見の総評に係るところで、この後2点ありますけれども、まずそのうちの1つ目でございます。(1)の事務処理ミス時の対応についてということで、監査委員さんのほうから意見をいただいております。事務処理ミスについては、監査委員のほうからも改善の一定評価がなされた一方でということで、1つは意見書の下の方にある改めて法令遵守体制の重要性について対応が必要だということがあります。そしてまた、この間で重大な事故案件が

発生しているということでしたけれども、改善はされているという指摘はありますけれども、具体的な内容についてお聞かせいただきたいと思えます。

委員長 暫時休憩します。

午前10時30分 休 憩

午前10時37分 再 開

委員長 休憩を解き審査を続けます。

副町長。

副町長 それでは、ご質問のありました事務処理ミスという部分についてお答えさせていただきます。

この部分についての町としての取組ということでお答えさせていただきますけれども、庁内において庁議等の場で各課に再度指示をしたり、事務的な処理について再確認等行うなど指示をしておりますし、また新聞等で他市町村の事例等も出てきますので、そういう場合においても、その際、改めて簡易なものであってもこういうものがあるということで注意喚起をしながら、鋭意取り組んでいるところでございます。

以上になります。

委員長 真嶋実君。

2番 ありがとうございます。当初は、続いて内部統制、コンプライアンスについてもお聞きしたいと思っておりましたけれども、今の質問の回答にその内容等も含まれていたということで、以上で質問を終わりたいと思えます。

委員長 ここで10時50分まで休憩いたします。

午前10時39分 休 憩

午前10時50分 再 開

委員長 休憩を解き審査を続けます。

質疑ありませんか。

刈田敏君。

11番 附属資料52ページから54ページ、第2次総合計画の基本施策における目標指数の推移ということで、抜粋して6点お聞きします。実態、それからどのような状況であるのか、その辺をお聞きしたいと思えます。

まずは、農林業の振興です。53ページ、集落営農組合数が令和4年度14ということで、令和3年度は20を目標としておったということがあります。推移について、どのように分析されているのか。

そして、その下の集落営農組合の法人化、これについては令和3年度で10だったのが令和4年度ゼロということでもあります。

それから、観光の産業の分野でありますけれども、都市農園の整備面積であります。これは、西和賀にとってはかなり農業、一次産業等の絡み、そういう点では大変重要なものであると思えますけれども、これどのように分析されているのか。

それから、住みよい環境と安心な暮らしの町ということで、コミュニティー活動の推進、これについても地域運営組織の設立ということでいまだに進んでいない、この状況。

それから、次のページに移りますけれども、地域の安全の確保ということで自主防災組織については、かなり数値的にまだ低いのではないかと、その辺の実態。

それから、一番最後のホームページアクセス数でありますけれども、この辺は非常に今議会においてもいろいろな面でホームページ等の問題出ていますけれども、これがさらに増えていくことで、いろいろな面では伸びていくのかなと思えます。この辺の実態をお願いします。

委員長 農業振興課長。

農業振興課長兼林業振興課長 それでは、私のほうには、集落営農体の数の推移、それから集落営農組合の法人化、それから都市農園の整備面積ということで3点質問がございましたので、順次お答えをしたいと思います。

まず、1点目の集落営農組合数ということでございましたけれども、令和4年度末、令和3年度を比較して14ということで伸びていない、同数であるということがございますけれども、やはり全体、集落を見渡しますと、担い手と呼

ばれる大きな営農体あるいは集落営農組合にばらつきがございます。それで、しっかりと農業を担ってくださる方がいるところについては、こういった集落営農組織と営農組合ということで組織化をされてきたわけなのですけれども、これが頭打ちになっているということで、なかなか実際農業を担ってくださる方がいないと、こういった組織化ということは難しいということで、この数になっているというふうな分析をしているということでございます。

それから、続きまして集落営農組合の法人化ということでございますけれども、これにつきましても目指すところ、1個ということ、令和3年度は1つで令和4年度はゼロということございましたけれども、実績はそのようになっておりますけれども、先進的に令和3年度に法人化をしたところを見習って、やはり自分のところでもやってみたいというふうな地域もございます。そういったところでのこ入れということを行いながら、令和5年度以降、実績を上げられるように取り組んでいきたいというふうに考えております。

それから、3つ目の都市農園の整備ということでございましたけれども、これは近隣の市町村、盛岡ですとか雫石、あるいは横手といひますか、あるいは北上、花巻、そういった方々から安全で安心な野菜作りという部分で西和賀に訪れて野菜を作っていただくと。それで、併せて作業は短時間ではないので、観光も兼ねながら来ていただければということで目標に掲げさせていただいたのですけれども、実態としてちょっと取組が進んでいないということがございましたので、大事な取組というご指摘もございました。観光部分と連携をしながら、具体的な取組ということでちょっと考えていきたいというふうに思っております。

以上でございます。

委員長 ふるさと振興課長。

企画課長兼ふるさと振興課長 私からは、地域運

営組織の設立に関する状況についてお答えいたしたいと思います。

地域運営組織ですが、現状値、平成28年度末でゼロ、実績値で令和3年度末ゼロ、4年度末ゼロということで、まだ設立できていない状況でございます。これは、現状、今現在も地域運営組織につきましても、設立をしている組織はございません。

それで、委員もお分りのとおり、令和4年度から地域づくり組織の見直しが行われ、併せて集落支援員も配置をして令和4年度、1年経過いたしました。令和4年度中にも地域に入って、地域との懇談会等も開催してございますけれども、現状としてまだ地域運営組織の設立には至っておりません。

今後も、今年度も議会後にまた地域に入って、いろいろと懇談をする機会を設けることにしておりますけれども、役場が設立するわけではなくて、これは地域が設立することでありますので、地域と話し合っ、同時に複数設立するというのはなかなかちょっと現状で難しいと思いますので、まずは理解が進んでいる地域があれば、そこに重点的に町で支援をして、まずは設立成功例といいますか先行例を一つでもつくって、それがほかの地域にも波及していくようになればいいかなと思っております。

委員長 総務課長。

総務課長 私のほうからは、自主防災組織主催の防災訓練実施率の部分について答弁させていただきたいと思っております。

目標値ですが、対しての実績値が10.34ということで、非常に低い数値、値になってございます。原因、要因としては、コロナの感染があっ、令和3年度行動制限されておっ、その中でなかなかできなかったというような話をいただいております。10.34については、貝沢、若畑、川舟地区を対象とした町の訓練を実施したところでございます。その地区の部分の数値

を実績として挙げさせてもらってございました。

自主防災組織の代表者の方にお集まりいただいて、先月8月にお話を聞いたところでしたが、先ほどの答弁と同じような内容での状況の説明がございましたし、ただ一方で施設を対象とした訓練はしていますよという話もございました。例えば集会所を中心とした防災訓練はやっぱりもしましたよという話をいただいております。今回ここに報告してあるのは、震災を想定した訓練の実施という部分で取り組んだ内容を実績値として挙げさせてもらっているところでございます。

以上です。

委員長 企画課長。

企画課長兼ふるさと振興課長 最後に、ホームページのアクセス数についてでございます。ホームページにつきましても、今議会、今委員会でも様々、いろいろご指摘をいただいております。それで、ホームページ自体の閲覧を上げるような工夫はもちろん必要ですし、それからホームページ単体ですと、どうしても限界がありますので、これも先ほどご指摘いただいておりますとおり、町の公式のSNSを開設をして、SNSからもアクセスできるようなこと、手だて、あるいはSNSのリンクを貼り付けるとか、そういったことによっ、ホームページ単体だけでなく、そういったほかの媒体からのアクセスも増やしていくことを考えております。

以上です。

委員長 刈田敏君。

11番 目標指数は、今各担当課のほうに質問したのですけれども、全体に関わることであります。数値が伸びていることもあれば、なかなか伸びていないところもある。それなりに努力はなされていると思いますけれども、数字が上がっていかないというのはもう一度フィードバックして、やり方というものをきちっと整理して考えていかないと、これは毎年同じような感じになるように思いますけれども、その点はいか

がでしょうか。

委員長 企画課長。

企画課長兼ふるさと振興課長 お答えいたします。

前期基本計画につきまして、フィードバックは当然評価をしております、それを踏まえた上で今策定しました後期計画に反映しているところでございます。

委員長 刈田敏君。

11番 いずれ実績上げる形で第2期のほうであれですけれども、目標に掲げたというのはそれなりのきちっとしたものがあって、できるとかできないとかでなく、これはこの町を持続可能なものにするために計画としてのせたものがありますから、さらに努力していくべきだと思いますけれども、その点はどうでしょうか。

委員長 内記町長。

町長 お答えいたします。

まさに委員おっしゃるとおりだと思います。また、どこまで到達しているのか客観的に見る場合の重要な指標になってくると思いますので、その辺を捉えまして、先ほどお話ししました後期計画においては、今お話しいただいたようなことを念頭に置きながら、取り組ませていただきたいと、このように思います。

委員長 ほかにありませんか。

(なしの声)

委員長 発言がないようですので、お諮りをいたします。

これで総括質疑を終わりたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

委員長 異議なしと認めます。

以上で決算審査特別委員会に付託されました決算の全てについて審査を終了いたします。

直ちに表決に入ります。

表決については、認定議案ごとに行います。

認定第1号 令和4年度西和賀町一般会計歳入歳出決算の認定についてを採決します。

本案を原案のとおり認定することに賛成の方

は起立を願います。

(賛成者起立)

委員長 起立全員であります。

したがって、本案は認定すべきとして議長に報告いたします。

続いて、認定第2号 令和4年度西和賀町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について採決します。

本案を原案のとおり認定することに賛成の方は起立を願います。

(賛成者起立)

委員長 起立全員であります。

したがって、本案は認定すべきとして議長に報告いたします。

続いて、認定第3号 令和4年度西和賀町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定についてを採決します。

本案を原案のとおり認定することに賛成の方は起立を願います。

(賛成者起立)

委員長 起立全員であります。

したがって、本案は認定すべきとして議長に報告します。

続いて、認定第4号 令和4年度西和賀町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定についてを採決いたします。

本案を原案のとおり認定することに賛成の方は起立を願います。

(賛成者起立)

委員長 起立全員であります。

したがって、本案は認定すべきとして議長に報告します。

続いて、認定第5号 令和4年度西和賀町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定についてを採決いたします。

本案を原案のとおり認定することに賛成の方は起立を願います。

(賛成者起立)

委員長 起立全員であります。

したがって、本案は認定すべきとして議長に報告いたします。

続いて、認定第6号 令和4年度西和賀町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定についてを採決します。

本案を原案のとおり認定することに賛成の方は起立を願います。

(賛成者起立)

委員長 起立全員であります。

したがって、本案は認定すべきとして議長に報告します。

続いて、認定第7号 令和4年度西和賀町温泉事業特別会計歳入歳出決算の認定についてを採決します。

本案を原案のとおり認定することに賛成の方は起立を願います。

(賛成者起立)

委員長 起立全員であります。

したがって、本案は認定すべきとして議長に報告します。

続いて、認定第8号 令和4年度町立西和賀さわうち病院事業会計決算の認定についてを採決します。

本案を原案のとおり認定することに賛成の方は起立を願います。

(賛成者起立)

委員長 起立全員であります。

したがって、本案は認定すべきとして議長に報告します。

続いて、認定第9号 令和4年度西和賀町水道事業会計決算の認定についてを採決いたします。

本案を原案のとおり認定することに賛成の方は起立を願います。

(賛成者起立)

委員長 起立全員であります。

したがって、本案は認定すべきとして議長に報告します。

以上で表決を終わります。

これをもって本決算審査特別委員会の審査が終了したことを議長に報告するとともに、9月15日の本会議において当職より本委員会の審査内容について報告いたします。

なお、議長に報告する委員会報告書の作成と委員長報告の内容については、当職に一任していただきたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

委員長 異議なしと認め、そのように取り計らいます。本会議での委員長報告をもって、本特別委員会を閉じることとしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

委員長 異議なしと認めます。そのように取り計らいます。

私から一言御礼を申し上げさせていただきたいと思います。各会計決算の審査につきましては、限られた時間でありましたが、委員各位には熱心に審査をしていただきました。そして、進行につきましても、円滑な運営にご協力をいただきました。委員各位、執行機関の皆さんに改めて御礼を申し上げます。ありがとうございました。

以上をもって本特別委員会を閉会します。大変お疲れさまでした。ありがとうございました。

午前11時10分 閉 会